

賛美歌検討委員会議 中間報告書

目次 (項目)

序. 賛美歌検討委員会議とは

1. 賛美歌検討委員会議の目的
2. 評価活動について
3. 諸課題への対応について

I. 賛美歌評価の実際

1. 歌集に対する評価
 - (1) 『新生讃美歌』編纂の歴史とその特徴
 - (2) 『新生讃美歌』 賛美歌集としての意義
 - (3) 『新生讃美歌』の課題
2. 各曲に対する評価
 - (1) 評価基準について
 - (2) 課題の整理
 - A. 聖書的、神学的課題
 - B. バプテストとしての課題
 - C. 不快語、差別語の課題
 - D. 天皇制用語、神道用語の課題
 - E. 今日の宣教課題
 - F. 文体に関する課題
 - G. 楽譜の表記、旋律、和声等の課題

II. 『新生讃美歌』に関する諸課題への対応

1. 恵泉教会からの問いかけ
 - (1) 何が問われたのか
 - (2) 対応の過程
 - ・ 作者との対話を通して
 - ・ 編集過程の記録から
2. 恵泉教会の期待と対応
 - ・ 賛美歌を考えることを運動へ
3. 六特別委員会、宣教研究所との対話へ

III. 今後留意すべき課題と提言

1. 著作権と作品保護との関連
2. 他派との連携と協働の可能性
3. ブックレット等、賛美歌を考えるための資料提供
4. 増補版の発行 新しい賛美歌、賛美歌の動向を見据えて

序) 総論：賛美歌検討委員会議とは

1. 賛美歌検討委員会議の目的

賛美歌検討委員会議は、2009年度より一年ごとに宣教部音楽室長によって選任され理事会において承認を受けた賛美歌検討委員によって構成されている。本委員および委員会議の目的は日本バプテスト連盟における賛美歌の基礎的研究を行うと共に、次の賛美歌集編纂を見据えて、現在の2003年版『新生讃美歌』に収録されている賛美歌一曲一曲について評価検討をすることを目的として活動を開始した。委員会議の活動開始5年を経たことを機に、本中間報告および現時点における提言を理事会に提出する。

尚、本稿では2003年版『新生讃美歌』を『新生讃美歌』と表記しそれ以外の版には注釈を付す。

日本バプテスト連盟は1955年の第9回総会において「バプテスト讃美歌刊行の件」を協議し、伝道集会用の歌集を継続的に作成し、将来的にそれを賛美歌集としてまとめるという方針を立てた、以来、1958年から1984年にかけて4冊の『新生讃美歌』(小歌集)を発行した。そして、1989年に261曲からなる『新生讃美歌』(1989年版)を発行したが、限られた曲数などから過不足なく礼拝で用いることができるよう、より多くの曲を収録する賛美歌集の発行が望まれた。そして、1994年に理事会が「新生讃美歌編集委員会」を設置し、およそ10年の歳月をかけて現在の『新生讃美歌』が発行された。

このような長期にわたる賛美歌集編纂であったが、本格的な賛美歌集編纂は初めての経験であり、限られた時間の中で収録する賛美歌一曲一曲に対する検討が十分になされていなかったという反省を本委員会では当時の編集委員でもあった本委員や、『新生讃美歌』編集実務者から聴取した。特にバプテスト主義に対する理解から、神学的な方向性など統一した判断基準を持つことの困難さがあった。これは粗雑な編纂作業が行われたというのではなく、賛美歌出版という作業の困難さ故であり、編纂にかかわった方々の誠実な反省に基づく評価と本委員会は受け止めた。

このような反省に立ち、次に賛美歌編纂が行われる場合に より良い作業がなされるよう、基礎的な研究を行いつつ『新生讃美歌』に収録されている賛美歌を評価し、その記録を宣教部音楽室に答申し残すこととした。

以上の様に、本委員会は次の『新生讃美歌』発行を念頭に置いているが、発行、また大幅な改訂自体は機関決定されたものではない。従って、本委員会は約25年という世界の多くの賛美歌集の改定発行サイクルを念頭に置き、将来の賛美歌改訂の可能性に立ちつつ、連盟における賛美歌、および賛美歌集の基礎研究を行っている。また、より良い検討と基礎研究のために他派の賛美歌関係者を招いて委員自身の見識を深めるとともに、諸教会に対しては公開講座等を行い賛美歌に対する理解の深化と賛美歌に関する学びの重要性を喚起している。

2. 評価作業と評価基準について

賛美歌検討委員会議における評価作業は非常に時間のかかるものとなっており、現在までにおよそ100曲の評価を行っている。このように時間を要した理由としては、賛美歌の中に私たちの取り組む教会形成、福音宣教の様々な課題が見いだされ、協議の内容が宣教論から礼拝論、バプテスト論、そして牧会論と広がり、そのような論議を経て集約、評価するというプロセスを踏んだことによる。また、一曲一曲の評価にとどまらず、歌集としての「賛美歌集」編纂の方針、目次、項目、賛美歌に付された参考聖句についても同様な協議を経ることが求められていった。

・ 評価基準

評価は前述のように次の『讃美歌』集編纂を念頭に置きその時当該の賛美歌を残すかどうかということに基づき行った。例えば10年～15年後に次の「賛美歌集」が発行された場合、その「賛美歌集」に収録することが望ましいか、削除するほうがよいかという観点による次の5段階を評価基準とした。

賛美歌の検討

- 1.そのまま残す
- 2.(翻訳の場合)原曲・原詞を調べて残す→残すことを前提に変更する
3. 詞を訂正する必要がある／問題語、古語を変える 曲の場合和声等を見直す
4. 疑義を含むもの 残すことに躊躇がある
5. 削除すべき→神学的問題、宣教課題や教会性など、また文学的音楽的見地から

また、曲を残す場合には現在の目次の項目がふさわしいか、参照聖句が適切かということについても三段階で評価を行った。

- 1.そのまま
2. 要検討
3. 変更すべき

以上のような評価基準をもとに、一曲一曲に検討を加えていった。評価の具体例等は後述する。

3. 研修及び公開講座

賛美歌検討委員会議では基礎研究の一環として講師を招いて研修を行うと共に、広く賛美歌を考えるための公開講座の企画を行ってきた。また、発行 10 年を記念して西南学院大学を会場に行われたフォーラムに際しては宣教部教会音楽室の諮問機関であり推進を担う教会音楽専門委員に協力した。

その他、オリジナル賛美歌を取り上げた『新生讃美歌ハンドブック』の発行に際しては、編集への協力要請があったが検証および批判的な検討を目的とする本委員会議の性格から、委員会議としては編集方針及び内容について意見を伝えるにとどめた。

尚、研修と公開講座のテーマと講師は以下のとおりである。

2010 年「今日の賛美歌編纂」 宮崎光氏 (日本聖公会 讃美歌編纂委員)

2011 年「子ども賛美歌の編纂」塚本潤一氏 (日本基督教団)

2013 年「戦前・戦中の賛美歌と天皇制用語」辻子実氏 (恵泉バプテスト教会員)

2015 年「教会をつくりあげる賛美歌の言葉～天皇制用語をめぐって」

石丸新氏 (日本キリスト改革派教会)

この他、当委員会議発足以前には音楽専門委員会議主催により 2007 年と 2008 年に「現代賛美歌の動向」をテーマとした二回の研修会が行われており、そこでは講師に井上義氏 (日本同盟基督教団) を招きワークショップソングなどについての学びを行っている。

4. 賛美歌検討委員会議に託された新しい働き

2014 年度には常務理事からの当委員会の働きに関して問いかけがあり、協議を通して賛美歌検討委員会議はその存在の意義を再確認し、新たな目的を持つこととなった。

その理由は、現在の連盟の状況において新しい賛美歌集の発行、また、『新生讃美歌』の改訂発行についても困難であることが財務状況から明確になったことによる。一方賛美歌の内容、主に歌詞については、恵泉バプテスト教会(以下、恵泉教会)からの問いかけが与えられたように様々な課題があることが総会等においても明確になっている。

恵泉教会からの問いかけは、『新生讃美歌』を私たちの賛美歌集としてより良いものとしていこうとの呼びかけといえよう。私たちの『新生讃美歌』に課題があるならば、課題を課題として認めて適切な

対応をとることが広く信頼を得るために重要なことは明白である。このようなことから、賛美歌検討委員会は一曲一曲の諸課題、歌集としての諸課題について検討することにとどまらず、『新生讃美歌』を今後も継続して用いていくために、諸教会から指摘された課題や本委員会議として見出した課題への対応をもその活動に含めることとした。

発行 12 年を経た現在、当時気づけなかった課題、また、この間に教会が新たに示された看過できない宣教課題も与えられている。例えば、9.11 の経験は、霊の戦いや聖戦といった考えに対する反省を、3.11 以降の原発事故、また、沖縄の基地問題を通して示された「犠牲のシステム」は信仰と自己犠牲を安易に結びつけることへの警鐘を鳴らしている。『新生讃美歌』を今後も諸教会がよりよく用いていくためには、これらの課題を看過することはできないであろう。賛美歌検討委員会議は従来の働きに加えこのような課題を取り上げ、理事会のもとにあってその委嘱による課題への対応作業を担うこととなった。

5. 今後の課題

賛美歌の言葉などに課題を見出した場合、それに対する対応には様々なハードルがある。賛美歌は作品でもあり、作者の証し、信仰告白だからである。著作権、作品保護といった観点からも賛美歌の言葉一つを変えるということも容易ではない。対応を間違えると訴訟問題にもなりかねない。このような課題を念頭に置いた場合、著作権が連盟にあり、編纂委員が翻訳に携わった歌詞の変更がもっとも行いやすい。また、作者が普及を願って著作権を放棄している賛美歌もある。しかし、著作権が連盟にあるものや放棄されているものであっても創作賛美歌については作者との丁寧な対応を行いながら必要な改訂を行うことが求められ、訳詞についても訳者の考えを無視するわけにはいかない。また、いわゆる委員会訳という形をとっているものについては言葉の変更が容易である一方、用いられた訳語選定の理由が問われた時など、それに対する経緯や意図に関する説明が不明瞭になってしまう可能性がある。

このような現実的な課題を念頭に置きつつ、賛美歌について諸教会と共に考えを深めていく土壌づくりを大切にしていきたい。そのための資料提供のために『ブックレット』の企画など行い、与えられた課題に対しても諸教会と協働してその良き解決を求めていくといった、運動が起こることを願っている。

尚、賛美歌検討委員会議では特別な検討課題のない限り、今後も年間 40 曲から 50 曲をめどに 1 曲 1 曲の検証を進めるとともに、賛美歌に関する基礎研究を活動の基軸としていきたい。

2015 年 10 月 27 日
賛美歌検討委員会議

I. 賛美歌評価の実際

1. 歌集に対する評価

(1) 『新生讃美歌』編纂の歴史とその特徴

『新生讃美歌』は、日本バプテスト連盟の宣教の歩みとその教会音楽推進から起こされた賛美歌編纂の働きを通して作り上げられてきた。その変遷を振り返りつつ特徴を以下まとめ、また『新生讃美歌』の意義を確認する。

1) 日本のバプテストの賛美歌のルーツとその変遷

日本バプテスト連盟の歴史は、1889年の米国南部バプテスト連盟外国伝道局が派遣した宣教師らの伝道に始まった。そこから形成された「日本浸礼派西南部会」（1903）、「日本バプテスト西部組合」（1919）が歌っていた賛美歌は、先に北部バプテスト連盟の宣教師らが推進した『基督教讃美歌』（1893）を参考にすると、1800年代後半に盛んに米国で歌われていた十字架による贖いと救いに与る喜びを歌う「福音唱歌」や、子どもにも理解できることばで福音を歌う「主われを愛す」などの「日曜学校讃美歌」が中心となっていたと考えられる。一方で、日本における伝道には賛美歌の言葉の共有が欠かせないとして、各派は賛美歌を持ち寄って『讃美歌』（1903）を編纂し、日本の賛美歌文化が共有されることになる。戦中、日本のキリスト教会は天皇を中心とした国家体制に組み込まれ、出版された賛美歌集の中身も天皇を神ともとられる歌詞を多用した。わたしたちもその歴史の責任を担う一員であったことを認め、悔い改めるものである。『興亜賛美歌』（1943）、『日曜学校讃美歌』（1944）。

戦後、1947年にバプテストの信仰を表し協力伝道を推し進めるために、旧「西部組合」系の教会は日本基督教団から離脱し、日本バプテスト連盟が結成された。その後、使用していた共通『讃美歌』（1903）の『讃美歌』（日本基督教団1954年版、以下1954年版『讃美歌』）が発行された。この1954年版『讃美歌』では、浸礼派が積極的に歌っていた「福音唱歌」の賛美歌が「雑」の項目に入れられた。これを受けて、バプテスト連盟1955年第7回年次総会において「バプテスト讃美歌刊行の件」が発議され、「歌調、歌詞ともに偏っている。バプテストにも信仰と生気に充ちた多くのよい讃美歌がある」との声が挙げられ、「新生の生気と力」にあふれた賛美歌を小歌集として編集し、伝道集会用に用いていく方針が第9回定期総会で決議され、編集委員会を立ち上げ編纂を開始した。

2) 南部バプテスト連盟推進教会音楽の影響

『新生讃美歌』（小歌集）の編纂にあたって大きく影響を受けたのは、当時、人的経済的支援を受けていた南部バプテスト連盟が推進していた「教会音楽」である。南部バプテスト連盟が編纂した歌集から新たに創作された曲を多数紹介し、それらは大いに歌われ「日本バプテスト連盟」諸教会、信徒のレパートリーとなった。また、賛美歌推進の必要性から、教会音楽委員会を開始し（1958～）、そこでは南部バプテスト連盟の教会音楽推進を参考としていった。

【南部バプテスト連盟賛美歌集から翻訳・転載されたもの】

* 『新生讃美歌』小歌集に収録された主なものを以下に記す。尚、曲番号と題名は『新生讃美歌』による。

『新生讃美歌Ⅰ』

426「語りませ主よ」、227「カルバリの丘へと」、618「主のためにわれは生く」、410「信ぜよ 信ぜよ」、273「聖霊の神」、278「わが心は歌わん」

『新生讃美歌Ⅱ』

653「いと良きもの ささげよ」、491「信ぜよ み神を」、280「主イエスのみ名をほめよ」、650

「喜びて主に仕えよ」、388「主よわが心に」、16「み栄えあれ 愛の神」、266「わが救い主、主よ」
『新生讃美歌Ⅲ』

284「救いの主なる恵みの神よ」、583「イエスにある勝利」、479「深い罪に悩む時」、621「われに
に従えとイエスは招く」、645「すべてをくださる恵みの神」、260「み言葉もて霊の火を」

『新生讃美歌Ⅳ』

4「来りて歌え」、557「幻をわれに」、537「重い荷をにない」、493「み子イエス世人のため」、
287「主イエスコそわが生命」、378「海よりも深い主の愛」、500「イエスがいなければ」、380
「罪の世に過ごす」、464「主が来られて呼んでおられる」

3) オリジナル創作賛美歌

日本バプテスト連盟は第 30 回年次総会決議により、1976 年以降、南部バプテスト連盟からの経済的
支援から自立し、あらたに協力伝道に取り組んでいった。賛美歌集編纂においても諸教会から曲を公募
し『新生讃美歌』(小歌集)を通して紹介していったことは、自立を象徴する取り組みだったといえる。
また「教会音楽研修会」でも作曲のクラスを開講し創作賛美歌推進を行った。運動は広がり、全国少年
少女大会、全国小羊会キャンプ修養会でテーマソングとして創作されたもの、女性連合の会歌や会歌応
募作品なども紹介した。以下に、小歌集に収録された創作賛美歌の主なものをあげる。

『新生讃美歌Ⅲ』(曲番号と題名は『新生讃美歌』による)

311「わが魂救われぬ」、6「主の名によりて」、249「み神はこの日をつくりたもう」

『新生讃美歌Ⅳ』

140「空の鳥を見よと」、427「われらの主イエスよ」、541「主は招きたもう」、24「歌え 歌え キ
リストの愛を」、300「罪ゆるされしこの身をば」、131「イエスのみことばは」、654「すべてを
神に」、632「福音のために」

『新生讃美歌』(1989)

32「主のみ名をたたえよ」、42「朝の光の中で」、570「たとえばわたしが」、569「君が始まる」、
6「主の名によりて」、391「向こう岸へわたろう」、679「ベネディクション」

4) 『新生讃美歌』(1989)の特徴と課題、次の編纂へ

『新生讃美歌』編纂の目的でもあった、小歌集をまとめて礼拝使用の賛美歌集とする取り組みが 1986
年理事会で決議され、バプテスト宣教 100 年記念大会(1989 年)にて発行するために、急ピッチで編集
が行われた。小冊子の『新生讃美歌Ⅰ』～『新生讃美歌Ⅳ』の合本に新曲を追加し、さらに『讃美歌』
(1954 年版)からの転載を期待して作業にあたったが、日本基督教団出版局の『讃美歌』(1954 年版)から
は 30 曲の許諾のみとなり、総数 261 曲と賛美歌集としては十分な曲数を収録することができなかった。
諸教会からも「礼拝のために選曲していくには、絶対数が足りない」ことが声として挙げられ、『新生
讃美歌』(1989)の編集委員会は 10 年後の改訂を要望し、次の編纂の作業へと受け継がれていった。

5) 『新生讃美歌』の特徴

上記の歩みを受けて、編纂されたのが『新生讃美歌』である。福音唱歌、南部バプテスト連盟教会音
楽の影響、創作賛美歌に加えて、1989 年版『新生讃美歌』の課題から「礼拝」で賛美する曲数の増強を
目標としてかけ、編集委員会では国内外の最新歌集を参考に、数千もの候補曲から選曲した。また、
宣教協力を覚えて、沖縄、韓国、アジア、またバプテスト大会の歌集から多くの世界の新しい賛美歌を
検討し採用した。『新生讃美歌』に収録された賛美歌の特徴および留意した事柄は以下のようにまとめ
られる。

1 福音唱歌(米国 19 世紀後半～20 世紀前半) これまで歌われてきた「福音唱歌」を検討し、また

歌われていなかった「福音唱歌」も取り上げ新たに加えた。福音唱歌の曲数が 100 曲以上あることは、大きな特徴といえよう。また、1989 年版『新生讃美歌』では著作権の制約のため歌詞変更を余儀なくされたものが、『新生讃美歌』では著作権の制約が 100 曲に枠が広げられたこともあり、慣れ親しんだ訳も含めて、また、他派の歌集訳とも比較検討し、原歌詞と照らし合わせつつ、相応しい訳を採用した。

2 南部バプテスト連盟教会音楽（米国 20 世紀後半）の影響と協力

前述の小冊子『新生讃美歌 I～IV』および『新生讃美歌』（1989）で転載されたものに加えて、南部バプテスト連盟があらたに発行した 1991 年版『The Baptist Hymnal』からは、伝統と現代教会音楽の融合をテーマに、CCM（コンテンポラリー・クリスチャン・ミュージック）のスタイルを参考にした親しみやすい音楽が付された「栄光と賛美を」（21 番）を採用し、伝統的賛美歌またはワーシップソングを用いる教会とで歌われている。また、データ作成時は、南部バプテスト連盟の協力を得て、楽譜ソフト賛美歌デジタルデータを贈与されたことは、はじめてデータ入力を試みた楽譜作成に大きな助けとなった。

3 創作賛美歌

小冊子『新生讃美歌 III』以降の創作賛美歌に加えて、あらたに公募したもの、また、全国小羊会キャンプ、全国少年少女大会、全国教会学校研修会のテーマソングや、教会、信徒から起こされた賛美歌を採用した。総数は『新生讃美歌』の中の 107 曲と 6 分の 1 近くの割合となり、創作賛美歌が『新生讃美歌』にとって欠かせない教会音楽推進の実であることを表している。

『新生讃美歌』で加えられた主な創作賛美歌

a) 信徒による創作賛美歌

29「父なるみ神の」、46「喜びの歌を主に向かって歌え」、89「ここに愛がある」、176「主は豊かであったのに」、248「主はガリラヤへ」、362「主のみ名を伝えん ハレルヤ」、647「うつむいた顔をあげて」

b) 日本バプテスト連盟および関係団体の諸集会、研修会テーマソング

- ・全国少年少女大会テーマソング：320「輝いて生きる」、569「君が始まる」
- ・全国小羊会キャンプテーマソング：323「ありがとうイエスさま」、390「地球のどこかで」、665「愛をつたえよう！」
- ・日本バプテスト女性連合会歌：382「立ち上がりてわれら」

4 礼拝歌

礼拝での賛美の充実のために、1954 年版『讃美歌』で慣れ親しんだ礼拝歌に加えて、欧米のバプテストの賛美歌集や、当時の賛美歌動向を参考に多数のあたらしい賛美歌を検討し採用した。1989 年版からの反省として挙げられた礼拝歌の曲数の充実という意味では、十分な数を収録したといえるだろう。

- a) 「礼拝」「バプテスマ」の賛美歌選定にあたって参考とした主な賛美歌集と採用された賛美歌
- Common Praise* (2000) (英国聖公会) 112、113「わが魂たたえよ あまつみ神を」
The Hymnal 1982 (1982) (英国聖公会) 228「見上げよ 主の十字架」
The Baptist Hymnal (1991) (南部バプテスト連盟) 21「栄光と賛美を」、270「思いを尽くして 主をたたえよ」、352「立ち上がれよ 神の民よ」
Baptist Praise and Worship (1991) (英国バプテスト) 94「われらは主の民」、347「わたしは力あたえ」、405「主イエスを信じて」、406「父なるみ神はわれらを招き」528「神を信ぜよ」
Gemeinde Lieder (1978) (ドイツ福音派)
Evangelisches Gesangbuch (1993) (ドイツ福音派) 8「主の呼びかけに」 365「もえる明り多く

ても」

Neue (1999) (ドイツ福音派ユース歌集)

73 「善き力にわれ囲まれ」、75 「陽昇り 朝に目覚め」、489 「わが時は主のみ手にあり」

Arc En Ciel (1988) (フランス) 368 「主はわれらを世界の果てより」

プレイズ&ワーシップソング

11 「たたえよたたえよ」、80 「父の神われらたたえる」、283 「インマヌエル」

b) あたらしい歌

20 世紀後半、英国において宣教課題をテーマとした賛美歌創作運動（ヒムエクスプロージョン）が起こり、教会、共同体を主語としたもの、教会の疲弊、小さくされたもののために寄り添う教会の使命、忙しさと空しさを覚える現代人へのメッセージ、互いの違いを喜び受け入れ合うことなど、現代の課題に即した賛美歌のあらたなあり方を多数紹介した。賛美歌と教会形成との関連が具体的に示され、賛美歌の宣教メッセージとしての意識が育まれている。このジャンルの主なものは以下の通り。

ブライアン・レン (Brian Wren) 420 「わがためいのちを」、591 「愛する二人に」

フレッド・プラット・グリーン (Fred Pratt Green) 17 「楽の音は高らかに」、342 「教会世にあり」

ティモシー・ダドレー・スミス (Timothy Dudley-Smith) 217 「緋の衣」、363 「キリスト 教会の主よ」

5 宣教協力を覚えて、沖縄の賛美歌及び韓国をはじめとするアジア諸国の賛美歌、世界の賛美歌、宣教師をこれまで派遣した国の賛美歌から採用し、世界で起こされている宣教課題を知り、また、福音にある喜びから力を得ている。このジャンルの主なものは以下の通り。

a) 沖縄『琉球讃美歌—方言・民謡』 395 「伝えましょう イエスの救い」、433 「祈りさびら」

b) 韓国『韓日讃頌歌』 333 「人はみ神のひとつの家族」、126 「あかきもみじの燃える山」、546 「真暗き夜に風立ちて」

c) バプテスト世界大会 *The World Praise* 1,2 (2000)

ブラジル 38 「新しい歌うたおう」、フィリピン 447 「天の父」、カリビアン 31 「ハレハレハレルヤ」、フランス 14 「心込めて主をたたえ」、ミャンマー 482 「悲しみの時も主いまし」、中国 63 「朝に主をほめん」、韓国 334 「来ませ 来ませ」、ブラジル 396 「のぞみの光のイエスキリスト」、アルゼンチン 251 「恐れを捨て去り」

d) アジア *Sound the Bamboo* (竹よ鳴らせ) (1990) (2000) *上記の *The World Praise* と多く重複。

台湾 677 「主の祝福」

e) 国外伝道の働きを通して紹介された賛美歌

タイ 341 「来れ 疲れてる者よ」、640 「主に喜び仕えて」

インドネシア 98 「賛美しよう神を」、483 「主と共に歩む」

中国 95 「無限の神の愛」

(2) 『新生讃美歌』 賛美歌集としての意義

1) 協力伝道の実として

1950 年には「全日本にキリストの光を」掲げて協力伝道が展開された中ではじまった『新生讃美歌』編纂は、諸教会伝道所の伝道集会等で用いられ、多くの人々をキリストの福音へと導くため用いら

れた。また、標語「500の教会、5万の信徒」を掲げた1983年以降では、創作賛美歌の中で「伝える」ということばが多く使用され、協力して課題に取り組み、「伝道」する働きを支えた。連盟として宣教方針を掲げる中で、『新生讃美歌』はその運動に大いに用いられ、ともに賛美歌のことばを歌い1冊の賛美歌集を共有していることは、「協力伝道」の働きを支えるものとなっている。現在、日本バプテスト連盟内の79.3パーセント（2014年度教勢報告）の諸教会が『新生讃美歌』を使用しており、日本バプテスト女性連合総会、全国壮年会連合総会、全国少年少女大会、全国小羊会キャンプでも活用され、協力伝道の輪が広がり、礼拝が豊かにされている。

また、日本バプテスト連盟の協力伝道の祈りにある関係機関である「西南学院中学・高等学校」「西南学院大学」「西南女学院中学・高等学校」で使用されることで、若い世代への賛美歌を通しての伝道が広がっている。

2) わたしたち、日本バプテスト連盟がつくる賛美歌集

創作賛美歌を多く取り入れ、またアンケートによる声を大切にしつつ編集されていることで、自分たちがつくる賛美歌集としてのアイデンティティが確保されている。創作賛美歌作家が育成され、またたくさんの賛美歌翻訳の協力者も起こされた。『新生讃美歌』のオリジナル曲、賛美歌翻訳は他派の賛美歌集でも転載され、評価されている（福音讃美歌協会の『教会福音讃美歌』に570番「たとえばわたしが」、176番「主は豊かであったのに」が転載されている）。また、賛美歌に対する要望が発行元である「日本バプテスト連盟」担当窓口の教会音楽室に直接届けられることで、「新生讃美歌CD」「新生讃美歌CD-ROM」「新生讃美歌ハンドブック」「聖歌隊楽譜」「やさしい伴奏譜」など、関連資料が製作され、諸教会・伝道所の礼拝賛美の助けとなっている。

3) バプテストの賛美歌集

『新生讃美歌』の編纂を通して、「賛美」「バプテスト」を学ぶ機会が与えられ、「バプテストの賛美歌集とは何か」という議論においては、「これがバプテストの賛美だ」との主張は、固定化を避ける「バプテスト」を逸脱しているとして、「バプテスト賛美歌集」の具体的中身は限定しなかった。結果的に、「福音唱歌」「創作賛美歌」「世界の新しい賛美歌」から現代の「プレイズ&ワーシップソング」までと多種多様な賛美歌が採用することとなったが、各個教会が賛美歌を選べる参考書として「賛美歌集」としての存在としての価値は評価できるのではないか。また、日本バプテスト連盟に属する信徒の創作賛美歌を多く収録したことは、信徒運動を掲げる日本バプテスト連盟諸教会が用いる賛美歌集として意味をみる。

4) 多岐にわたる多数の賛美歌を収録

礼拝で用いるための歌集とすべく、国内外の賛美歌集から多く採用したことで、賛美歌の視野が広げられ、教会においてもさまざまな活動で使用される賛美歌が増えた。また、現代の宣教課題に即して作られたイギリスの「ヒムエクスプロージョン(賛美歌創作運動)」の作家による賛美歌や、ドイツやフランスの賛美歌の新しい取り組みをはじめ、世界の賛美歌も多数紹介され、賛美歌のあらたな視点が示された。

5) 賛美歌から学ぶ

「礼拝」の賛美の充実を掲げて編集された『新生讃美歌』をきっかけとし、「礼拝」「バプテストと礼拝、賛美」を学ぶ研修会「全国礼拝音楽研修会」を2005年から開始し、2015年1月で11回を数えている。2009年からは賛美歌検討委員会において『新生讃美歌』の1曲ごとの評価の取り組みも始まり、バプテストとしての賛美歌の評価基準を求める作業から多くを学び、課題が示されている。『新生讃美歌』を中心に、さまざまな角度での学びあいが展開されている。

6) 賛美歌をめぐる対話

編纂とその後の使用によって自己批判し、ともに宣教していく中で、ともに学び合う共通の対話の基盤としての材料ができ、評価、批判、対話を通して自分たちの信仰告白を吟味することが起こされてきた。これまで、文体の問題、伝統の賛美歌とプレイズ&ワーシップソング、賛美歌の伴奏形態について、多様な文化的背景や異なった言語を母語とする方々と一緒に礼拝賛美、子どもと共なる礼拝での賛美等、『新生讃美歌』を歌うことを通して課題が出されている。また、「天皇制用語」「差別語、不快語」などの課題から、賛美のことばの吟味の必要性があげられ、また、賛美歌をめぐる対話が教会形成を助けるものであることが認識され、研修、学び合いが導かれている。

7) 賛美歌の著作権に関する意識

2003年の『新生讃美歌』に発行を機に「『新生讃美歌』賛美歌使用許諾申請」の重要性を諸教会に周知徹底したことで、著作物への理解と意識が確立されてきている。著作権への意識向上や著作権が放棄されているものに対しても作家と作品への敬意を持つことへの理解、知的財産使用の意識向上、また、賛美歌のコピーの乱用の歯止めともなっている。

(3) 『新生讃美歌』の課題

1) 『新生讃美歌』の編集が『新生讃美歌』(1989)の礼拝賛美歌の曲数が不十分との反省をもとに1994年に開始されたが、「福音唱歌」「創作賛美歌」の評価検討や、宣教課題とあらたな賛美歌創作の動向研究が充分になされなかったことは反省としてあげられる。補助歌集として用いられた小冊子『新生讃美歌I』～『新生讃美歌IV』での編纂は、主に南部バプテスト連盟の賛美歌や、創作賛美歌を収集するものだったが、「総合賛美歌集」としての編纂は小歌集の編纂とは性質を異にするもので、「賛美歌集」の中身と意味をもとめる基礎研究の積み上げが重要であることを認識させられた。賛美歌検討委員会には、基礎研究の働きと、その担い手の人材育成の役割への期待がある。

2) 曲数は682曲と充実したものとなったが、使い、歌いこなすには、賛美歌紹介や、研修などを通じた取り組みが欠かせない。また、礼拝の賛美歌の選曲するにあたっては、「礼拝」と「賛美」の学びが必須である。全国礼拝音楽研修会や、地方連合主催の研修会を通しての学びや、教会単位での研修会開催も促していきたい。また、『新生讃美歌ハンドブック』『新生讃美歌CD』の活用や、教会音楽のニュースレター「礼拝さいこう」等を通して資料提供につとめたい。

3) 2003年に発行後、2011年からは2010年の第56回定期総会決議に基づく「和解のつとめに仕える」の中長期大綱が示され、同年には東日本大震災を経験、またこの間、国内では貧困層の拡大と格差が広がり、世界でもテロや民族の絶え間ない争いによって人々の生活が脅かされている。あらたに宣教課題が起こされる中、世界ではそれらに応える新しい賛美歌が生まれている。現代の教会に必要な賛美歌のことば、宣教課題に即した賛美をもとめて、『新生讃美歌』を起点として研究を進めていくことが求められている。

つなぐ働きとしての賛美歌集に期待して

「次の賛美歌集は紙媒体なのか」という声も挙げられ検討もされているが、1冊の「賛美歌集」を持つことで、選曲された賛美歌を共有し、ともに賛美を捧げ、福音の喜びを分かち合い、宣教課題を学び合い、また賛美の「ことば」や「音楽」をめぐる対話が起こされていることは、他の媒体では得難い経験となっている。

「後の世代のために このことは書き記されねばならない。」（詩編 102 編 19 節）とあるように、日本バプテスト連盟として次世代につなぐ賛美を、『新生讃美歌』（名称は今後変わることもある）をもとにして、「何を歌い選び歌っていくのか」という賛美歌選曲の評価基準を諸教会と広く共有し、日本バプテスト連盟の賛美歌集に相応しい賛美歌編纂のあり方と、その基礎となる神学をさらに深めていきたい。また、かつての共通賛美歌の取り組みのように、共通の賛美歌作りの運動が起こされ、日本の宣教の働きが強められることにも期待したい。

2. 各曲に対する評価を通して

賛美歌検討委員会議の各曲に対する検討では、10 年後、ないしは 20 年後に発行されるかもしれない次の「賛美歌集」を想定しながら評価を行った。その際、賛美歌検討委員会議では礼拝での使用を念頭に置き、私的告白よりも共同体の賛美歌を重視し、異なった年齢層、異なった立場や状況におかれた人々と共に歌うことに適しているということを重視した。

しかし、「賛美歌集」は歌集としての性格や使命によって重視すべき点が異なってくる。バプテストの主張と異なる面を持っていても資料的に重要な賛美歌、例えば、賛美歌史的に重要な賛美歌、ある時代のキリスト教会を知るうえで貴重な賛美歌の扱いなど私たちとは異なった視点の評価があるだろう。また、個人的な経験などにより特別な意味や価値を持つ賛美歌がある。

このようなことを踏まえ、本中間報告では一曲ごとの評価を列挙することではなく、賛美歌検討委員会議で行った 100 番までの賛美歌を検討する中で抽出された課題について具体例をあげながら提示することとした。

尚、全曲の評価は終わっていない「中間報告」であり、『新生讃美歌』に掲載されている賛美歌全ての課題が網羅されているわけでないことをご理解いただきたい。

(1) 評価基準について

序論に述べたように、賛美歌検討委員会議は当初、次の「賛美歌編纂」を念頭に置いた基礎研究を行い、その具体として『新生讃美歌』に収録されている賛美歌について 1 曲ずつ評価検討を行った。その評価は、次の「賛美歌集」編纂を念頭に置き、その時に当該の賛美歌を新しい賛美歌集に残すかどうか（収録するかどうか）ということを 5 段階で評価した。

しかし、実際の評価作業に入り協議が始まると、当初想定していなかった様々な課題、協議をしなければならないテーマと向き合うことになった。賛美歌の多くは複数節にわたるものが多く、他の節では問題ないが一つの節の内容に問題を見出した場合の対処なども検討の必要があった。また言葉についても、一つの言葉に問題があったとしても、一曲の賛美歌が否定されて良いとはいえない。そこで、礼拝で共同体の賛美として歌えるかどうか、また、礼拝を含む教会の諸活動、プログラムの中で実際にどのような場面や状況で用いられる賛美歌だろうかといったことも考慮しつつ評価を行った。

このような協議を重ねる中で、『新生讃美歌』を一冊の歌集として考えることと、そこに収められている一曲一曲の賛美歌について考えることは、日本バプテスト連盟につながる私達の信仰、宣教のあり方、教会形成、そして、礼拝を考えることと不可分であることをあらためて強く認識することとなった。何より、固定的な「信条」ではなく動的な「信仰告白」を重視するバプテストにとって、ある時代に作られた賛美歌、編纂された「賛美歌集」は検証されるべき「時代の証言」という意味合いを持っているのである。

また、協議を通して賛美歌と批判的に向き合うということの大切さを確認した。賛美歌は信仰告白であり証しである。だからこそ、聖書を基盤として今日の宣教課題と向きあい、自らの信仰告白を検証し、整えていくバプテストとして批判的精神を大切にしたい。何より、批判的というのは否定的ということ

ではない。良い面、悪い面を含めその賛美歌の持っている特徴や独自性を受け止め、理解を深めるということである。批判的に向き合い、理解を深めることによって礼拝や式典でのより適切な賛美歌の選曲を可能とし、さらには賛美歌を通して行われる教会形成や宣教活動、教育的な働き、協力伝道の推進がより豊かなものとなるだろう。

なお、賛美歌検討委員会議では項目や引用聖書箇所についても検討の対象としているが今回の「中間報告」では記さない。

(2) 抽出された諸課題の整理

賛美歌検討委員会議の評価作業を通して見いだされた課題について以下挙げる。

A. 聖書的・神学的課題

これは歌詞が聖書に基づいているかということ解釈における神学的・歴史的な点から評価するものである。ここには多くの課題があるが、「バプテストとしての課題」「不快語・差別語の課題」「天皇制用語、神道用語の課題」「今日の宣教課題」と重複する内容もあることを理解いただきたい。

A-1 キリスト論における課題

24番「歌え 歌え キリストの愛を」は「キリストの愛を歌え」と呼びかける賛美歌であるが、歌われるキリストの愛が、「十字架と復活、永遠の命」に集中している。これは福音唱歌にも多く見られる傾向であり、その意味では典型的なバプテストの賛美歌ともいえよう。その一方で、キリストが十字架に向かう歩みの中で語り、行った「愛の業」や「主イエスの歩みへの招き」が歌われていない。一曲の賛美歌で主イエスの愛のすべてを歌うのは容易ではない。それゆえ、このことは賛美歌の価値を減じるものではないが、礼拝においては他の賛美歌や宣教において補完されることによって、礼拝を通して示されるキリストの愛がより豊かに表現されるだろう。

これは前述のように他の多くの賛美歌にも当てはまることだが、日本バプテスト連盟では礼拝、諸集会の会衆賛美や聖歌隊賛美として取り上げられることの多い賛美歌なので、ここで指摘させていただいた。

A-2 伝道論、救済論的課題

16番の「み栄えあれ 愛の神」の1節「み子を賜い罪人に」（くりかえし）「来たれ友（＝罪人）よみ子により 父なる神のみもとに」と歌われている。「罪人」を救いへという表現には、自分たちは「すでに救われた」、そうでない者は「罪人」という思考が含まれていないだろうか。そして、このような傾向と道徳的なメッセージと価値観は原詩よりも翻訳において顕著となっている。そのような意味で訳し変えるほうが良い賛美歌といえよう。

救済論的な面では、45番「心を込めて主をほめ歌え」の3節に「聖霊（みたま）によりてすでに救われり」とあるが「福音書には〈すでに救われた〉という内容はない」との見解もある。救いの完成を前提としつつ私たちの歩みは途上であるという理解に立つならば「すでに」と「いまだに」との緊張感は大切であり、一面的に「もう救われた」というメッセージには注意が必要だろう。

A-3 聖書の言葉を用いる際の解釈に関する課題

聖書本文の言葉がどのように賛美歌の歌詞として用いられているかということも重要な課題である。聖書にある言葉だから、といってもその概念が一致しているとは限らない。例えば、7番、34番の「ほめまつれ わが主」1節「ほめまつれわが主 すべての国民」、「国民」（くにたみ）という言葉は近代国家を前提とした言葉なので、土台となっている詩編の概念に合う言葉に置き換える方がよいと思われる。

B. バプテストとしての課題

「これがバプテスト」と決めることはバプテスト的ではないといわれている。このようなことから『新生讃美歌』の編纂に当たってはバプテストとしての枠組みをあえて設けなかった。しかし、あらためて賛美歌一曲一曲を見ていくときに、果たしてこれが私たちの大切にしてきたものと併存しうるのだろうかという思いを抱いた。

賛美歌は祈りであり、信仰告白である。それゆえ、賛美歌には意図的、無意図的に教派的な主張が含まれている。そして、その中には、バプテスト教会が主張し、大切にしてきたこととの間に緊張をはらむ「主張」「言葉」が含まれていることがある。教派的特徴は、教会観、教職観、そして礼典理解に強く表れる。『新生讃美歌』には礼拝理解や会衆理解での課題や歴史的にバプテストと緊張関係にあった教会の信仰告白や他教派の特徴的な主張が色濃く表れている賛美歌も含まれている。その中には広く歌われているものもあるが、少なくともそのような課題があるということを意識していくことは重要である。このような理解に立ち、バプテストとしての課題を以下に提示する。

B-1 「聖」という言葉について

1 番「聖なる 聖なる 聖なるかな」。キリスト教会で伝統的に歌われてきた賛美歌であるが、「聖」についてバプテストは「聖」が歴史の中で「特定の地位を示す言葉」として、「聖」の基準が教会や政治によって定められたことから、慎重に用いる、あるいはあえて用いないという選択をしてきた。

また、歌詞にある「聖徒」という言葉の信仰者理解とバプテストの信徒理解や教役者理解は合致するだろうか。「聖徒」は 17 番「楽の音は高らかに」2 節、84 番「み神のみわざは」2 節など多く見られる。確かに「聖徒」は『口語訳聖書』では用いられていた言葉であるが、これについては若干の説明が必要となろう。つまり、「聖徒」は「主イエスに対しては弟子、同信の友に対しては兄弟である。聖徒とは、イエス・キリストの贖いによって「世」（罪と死の律法）から分離され、聖別された者という意味で、教会すなわち選びの民の中に加えられた者としてこの名が与えられているのである。このように、聖徒はその身分を神の召しによって得たものであって（ロマ 1:7）、通常立派な人を指して言う聖人君子、完全無欠な人とは異なる。聖徒は、イエス・キリストの十字架の血によって罪をきよめられ、その血に免じて罪がないと見なされ、神の御用のために世から選び分たれた「罪赦された罪人たち」である（*3）」。したがって、基本的な考え方からは問題ないのであるが、バプテストの信徒理解と「聖徒」という言葉のイメージとは距離を感じる。

また、「聖なる 聖なる 聖なるかな」については「三位一体」の神、そして「使徒信条」と深く関わるニケア会議の決定を基につくられた賛美歌であり、この賛美歌をバプテストの「賛美歌集」の最初に置くことへの疑義も協議された。

B-2 「清さ」の課題

15 番「人の目には見えねども」4 節に「きよきひかり」、26 番「ほめたたえよ造り主を」1 節に「清きみ前にひれ伏し」とある。「清き神」という信仰告白が賛美歌では多用されるが、現在の私たちの教会で告白される言葉との関連では距離がないだろうか。また、人間に対しても 86 番「輝く日を仰ぐとき」の 3 節「正しく清きたましい」、96 番「主よわれらの愛を」の「われらをきよめて」など「清い」は多用されている。

「清さ」という言葉は「汚れ（穢れ）」という言葉と対になる言葉であり、差別意識とつながる危険性がある。多数派、あるいは力を持っている者が少数者（マイノリティ）である一部の人々を「汚れた人々」として社会から排除し、特殊化し、差別した歴史と現実を見るとき、「聖」と同様に慎重に用いることが求められる。

「清さ」が「清め」という形で救済論的に用いられている場合がある。例えば、16 番「み栄えあれ

愛の神」2 節「血のきよめ」は聖書にある言葉であるが、イエスの血がその作用をしたのではない。「血」という表現は説明を必要とし、「血」という言葉においてまさに主イエスの血を流させ、殺したのは人間の罪であるという認識が必要である。この詞ではすぐ後に「罪人らは」と言っている点でその点は認識されているが「血のきよめ」という言葉が実際に教会の語る日々のメッセージの中で用いられている言葉かどうかということは、私たちの「信仰告白」と賛美歌がどれだけ結び付いているのかという評価に深く関わる。

関連として、82 番「つくりぬしなる」の「きよめぬしなる聖霊」であるが、聖霊の働きとして「きよめ」を前面にもってくることもまた、「信仰告白」との間で吟味されることが求められるだろう。

B-3 教会理解・礼拝理解の課題

教会理解の課題として、5 番「神の子たちよ 主に帰せよ」3 節の「主の宮」、10 番「主のみ名により」1 節で「清き宮」（原詩：His House）と表現されるが、「主の宮」「清き宮」は礼拝や神の臨在、あるいは信仰者の生きる姿勢より建物（見えるもの）への依存を固定化させる危険がある。教会は「会衆の集い」あるいは「主に呼ばれた者の集まり（エクレスシア）」であることの主張とは距離があると思われる。

また、礼拝論的課題として、「神に招かれての礼拝か、神を招いて始まる礼拝か」という礼拝理解のどちらに立つ賛美歌かという課題がある。例えば『新生讃美歌』2 番(以下、2 番)の「来たれ全能の主」1 節「来たれ全能の主」の「来たれ」は神に対して願っているが、バプテスト教会における礼拝は「神に出会うために集う」より「神に出会った者が集う」という意味がより強いと思われる。

尚、2 番の訳は『讃美歌 21』（日本キリスト教団）のものだが、1954 年版『讃美歌』、『聖歌』では「来たれ」は訳出されていない。

B-4 「わたし」の歌ではなく「われら」の賛美歌として

14 番「心込めて主をたたえ」は 1 節が作詞されてからその 12 年後に 2 節以降が作詞された。最初は 1 節のみのいわゆるワーシップソングとして作られ訳出されていないが原詩の主語は「私」である。2 節以降では、主語は「われら」となり「弱さ」「苦しみ」を持つ者との連帯がうたわれている。12 年の時を経て個人的信仰からより隣人性、社会性を持った信仰理解への変化が興味深い。

一方、『新生讃美歌』に採用されたオリジナル賛美歌の多くは個人の証しといった側面が強く、信仰が個人的・内面的な事柄に留まっている傾向がある。「証し」を大切にすバプテストらしさともいえるが、一方、会衆主義教会として「われら」という共同体性もまた同様に大切にされるべきであろう。

C. 不快語・差別語の課題

不快語・差別語に関しては、『新生讃美歌』編纂時に相当の注意が払われてきたと思われる。しかし、議論を残しながら一定の理解を共有することによって採用されたものや、発行後 10 年の中で新たに与えられた気づきによって改めて、不快語・差別語に関しても見直すことが必要であろう。

C-1 「罪ある目には見えない」という表現

1 番「聖なる 聖なる 聖なるかな」3 節の「罪ある目には見えねども」という言葉は「見えないのは罪の結果」と受け取られる可能性があり、不快な思いを与えてしまう危険性が諸教会や信徒大会などでこれまでも論じられてきた。ここにはより適切な表現を求めたい。例えば、15 番「人の目には見えねども」の 1 節「人の目には見えねども」という表現はその危険性を回避しているといえよう。

D. 天皇制用語、神道用語の課題

不快語・差別語と同様に天皇制用語、神道用語についても『新生讃美歌』編纂時に編集委員会に於いて議論がなされ、注意が払われてきた。一方、言葉はその背景にある文化、思想の表現であり神道用語

を全く排除して宗教的な内容を翻訳することは極めて困難である。このようなことを踏まえつつ、天皇制の持つ問題性を指摘してきた私たちの歩みを踏まえ、天皇制用語を用いることの問題性を改めて確認したい。

D-1 「大御名」「大御前」「大御代」「大御座」

石丸新氏はその著『賛美歌に見られる天皇制用語』（いのちのことば社 2010年）に次のように記している。「神の名を尊敬の念を込めて『御名』と呼ばれる。『御名』を比較級とすれば最大級は『大御名』となる。また同様に『神』→『御神』→『大御神』、『前』は『御前』→『大前』→『大御前』とされ、『大御名』『大御神』『大御前』のいずれも『あらがうことを許さない強権』を意味し、もっぱら天皇やその関わりを示す『天皇制用語』であった。（中略）戦時下の小学生時代に『オーミカミ』と聞けば、それは、とりもなおさず『天照大神』であった。記紀神話の神で、太陽を神格化したものである。天皇家の御先神で、伊勢神宮の皇大神宮にまつられる。また天皇の治世についても『代』→『御代』→『大御代』のパターンが機能していた。もっぱら天皇について用いられていた『大御代』の語を（中略）採用した」。

これらの言葉が賛美歌でも意識的にか無意識のままか、いずれにしても採用され、そして歌い継がれている。そして、「大御名」「大御神」「大御代」「大御座」「大御業」は私たち日頃使っている言葉ではなく「賛美歌」に残った言葉であり、この言葉を「信仰告白」や「礼拝のことば」「証しのことば」として用いていることは改めて課題とされなければならない。

D-2 「御霊」「みたま」

「御霊」は靖国にまつわる言葉であり、死者に対して用いられる言葉である。単に「霊」に尊敬を表すために「御」をつけるというのではない。そのような歴史的背景と用法を思う時に、聖書で語られる「聖霊」を「御霊」と表現することはもはや「信仰告白」の言葉としては不適切といえよう。『新生讚美歌』では可能な限り「聖霊」と表現しているが、「みたま」を用いているものもある。また45番「心を込めて主にほめ歌え」の3節では「聖霊」をミーターの関係で「みたま」と読ませているなど、過渡期であったことを思わせる。

D-3 「みいつ（御稜威）」

「御稜威」は明治期以降の用法では、主として天皇の威光に限定されて用いられてきた。天皇制用語の最たるものと言われる「御稜威」は『新生讚美歌』においてほとんど書き換えられたが、著作権の関係などからいくつか残った曲がある。また、「みいつ」という言葉を三位一体の神を表す際の「三一」と誤解されている場合もある。

D-4 「君」「大君」

「君」は「君が代」にみられるように「天皇制」を支える言葉として機能した「天皇制用語」である。一方、主君、君主といったより一般的な用法もある。「君」はイエスを指す言葉として多く用いられ、「イエス君」という表現もある。しかし、この「君」も日常使われる言葉というよりも「賛美歌」に用いられる独特な表現ともいえよう。

E. 今日の宣教課題

不快語・差別語の項でも記したが、『新生讚美歌』発行後12年の間で与えられた気づきがある。また、9.11以降聖戦や殉教への問いかけが賛美歌に対しても起きてきている。そして、3.11以降私たちはどのような賛美をどこに立って、誰と共に歌うのかが問われている。「当たり前」「普通」が少数者を排除することを知るとき、それまで何の疑問もなく歌ってきた賛美の言葉が問いの対象となる。今日の宣教課題と向き合うことが賛美歌の評価についても求められている。

E-1 「父なる神」について

29 番「父なるみ神の」などに見られる「父なる神」はもちろん聖書的基盤はあるのだが、神学的基盤としてはより多面的な神の姿を伝える方が大事でないかと思う。ただし、多くの賛美歌が「翻訳」されている現実があり、オリジナルがある以上は翻訳に一定の制限が起こるは当然である。更に「神賛美」の言葉として「父なる神」をどこまで用いていくのかは今後議論されていくテーマである。

E-2 「殉教者」と「献身」という言葉から

これは具体的に 100 番までに見出した課題ではないが「献身」といった面から賛美歌を考えるうえで今日重要なテーマである。賛美歌のもつ教育的効果から考えてもこのテーマは信仰理解の課題として避けて通ることはできないであろう。このほか、聖戦、環境問題などここ最近発行された他の賛美歌集では編纂の際にこのような宣教課題が重視されている。

F. 文体と用語に関する課題

「文語と口語」の課題やキリスト教用語の使い方、言葉の使用法などの課題も見ることができるが讃美歌検討委員会でも、都度議論を重ねつつ一定の結論に至っていない。「文学的」な美しさを優先するのか、言葉の「解り易さ」を優先するのか等この背景には多くの課題がある。

また、使用されている用語、漢字の使い方やそれに付されたルビについては、音節の関係や作者の意図による用法があるため賛美歌においては歌集の中で用法を統一するのは現実的でないとして理解する。

G. 曲について

賛美歌検討委員会では各曲を検討する際に、実際に歌い、旋律や和声についても考慮した。和声については、1954 年版『讃美歌』に比較して「平板」になったという意見があるが、奏楽者にとって調号が複雑で難しくなったものもある。ほか、外国曲のものなど、言葉との関係などから歌いにくい課題が挙げられている。音楽面についても今後検討を重ねていきたい。

Ⅱ. 『新生讃美歌』に関する諸課題への対応

『新生讃美歌』の発刊から既に現時点で 12 年が経過した。そして現在、その振り返りの時期を迎えていると言えよう。当委員会議の発足時と現在では『新生讃美歌』をめぐる状況は大きく変化した。すなわち、以前は「『新生讃美歌』全面改定の準備」としての働きが期待されていたところが、現在では「現行の『新生讃美歌』を用い続けるための吟味検討」という課題を担うようになったのが当委員会議であるということである。これまでの詳細な収録讃美歌基礎研究の過程において、『新生讃美歌』に関連する多くの諸課題（別項に記載）を見出し得たことは、大きな実りであったと言えよう。我々が今、聖書を読み、今、より深く現実の社会と結びついていくところで、今、神の現実に結びつく言葉が生まれ、賛美の言葉と音楽が変えられ、新たに生まれてくるものが、またそこで確認されてきたのである。

同時に、そのような讃美歌に関する吟味検証の作業は、当委員会議の内部でのみ行われてきたことではなかった。「自分たちが礼拝で共に賛美する言葉の内容は、本当にこれで良いのだろうか」という問いと取り組みが諸教会の中で起こされ、それが連盟全体に問われ、『新生讃美歌』を皆で豊かに育てていこうという促しが続けられた。ここではその事例として、恵泉バプテスト教会からの問いかけと、そこに起こされたやり取り、その中で見えてきた事柄を紹介し、共有したい。「『新生讃美歌』にはこのような問題がある、このままにしておいてよいのか」という問いかけを受け止めた理事会は、それを安易に放置することを選択せず、「連盟全体の問題として、皆で一緒に解決の道を探って行こう」という姿勢を示した。そして、当委員会議はそのような理事会の意を汲み、その課題に具体的に取り組んでいくことになったのである。

1. 恵泉バプテスト教会からの問いかけ

(1) 何が問われたのか

『新生讃美歌』をめぐる恵泉バプテスト教会（以下、「恵泉教会」）からの公式な問いかけは、第 59 回（2013 年）定期総会における「事前質問」から始められた。内容を大別すると①歌詞に関する質問（天皇制用語や不快語の神学的・聖書の根拠）、②「歌詞用語集」作成の要望、③讃美歌に関する戦争責任告白に関する質問がそれぞれ挙げられており、具体的な回答が求められた。既に『新生讃美歌』の編集委員会は解散していたため、江原美歌子教会音楽室長が回答を寄せている。江原室長は「編集過程における言葉の吟味の不足と限界」を反省点として挙げつつ、2008 年度に発足した「讃美歌検討委員会」において言葉の検討吟味の作業が進められていることを紹介し、今後も諸教会が議論と課題を共有しながら『新生讃美歌』を発展させていくことへの期待を表明した[1]。

その後、恵泉教会から理事会宛に、『新生讃美歌』568 番 3 節「彼（こ）の心は病んでいるから 治してもらおう み神の愛で」という歌詞についての神学的・聖書の根拠を問う質問状が提出された。「『彼』とは誰を指すのでしょうか。三人称であるとすれば、この讃美歌を歌う主体が、第三者を『心は病んでいる』として声を合わせて『アーメン』と讃美することができるのでしょうか。歌詞そのものが他者への配慮を欠き、不快な思いを抱く人が生じてしまうことは避けるべきだと思います」[2]。吉高叶常務理事は本件に関して讃美歌検討委員会議で協議し答申するよう、江原室長に指示した。

讃美歌検討委員会議（2014 年 8 月 18 日開催）はここで問題とされている「心は病んでいるから」という言葉に関し、「この讃美歌が書かれた当時（1983 年）、『心が病んでいる』という表現は『精神疾患』を指す表現としてよりも、同情的な意味合いを込めて理解されたと思われる。しかし、心の病への理解が深まった現在、『彼の心は病んでいるから』という表現は恵泉教会からの指摘のように会衆で唱和するのに適切なものではないと理解する」と評価し、「現時点でこの言葉をそのまま讃美歌の歌詞として用いていくのは問題である」との判断を明らかにした。そして、「『彼の』という表現については作者の意図を確認することが必要」「理事会においてこの歌詞が不適切であると判断された場合には、作者と表現の変更について丁寧に話し合い、了解を得て、次の増刷時（2015 年度に予定）に言葉を置き

換え、バプテスト誌、ホームページ等で、訂正を掲載していく」など、今後の対応の可能性を示唆した[3]。

2014年度第2回理事会（9月2-4日開催）は「答申された見解を了として受け入れ」、「作者本人と、作成当時の意図の確認、恵泉教会からの問題提起の紹介、賛美歌検討委員会の見解の紹介、歌詞置き換えなどの対処策への意見交換を行い、改めて理事会として恵泉教会への回答書を準備し、稟議の上、恵泉教会に回答する」旨を決定し、吉高常務理事にその後の作業を託した[4]。

（2）対応の過程

・作者との対話を通して

吉高常務理事は『新生讃美歌』568番の作者本人との協議に臨んだ（2014年9月9日）。その結果、作者が「当該歌詞の今日における不適切性」を理解し、今後「適当な歌詞に置き換える」などの対応をすることについて同意されたことが確認された。

加えて江原室長が作者に確認したところ、この歌詞が「マルコ2章1節以下の中風の男を友人たちがイエスさまのもとに運んだ出来事からインスピレーションを受けた」ものであることが判明した。もしそうであるなら、ここには「病んでいる友人を支え、共に歩むという『思い』が作者の真意である」と判断できる。しかしながら「残念なことではあるがこの聖書に基づく『思い』が受け手に届きにくい歌詞になっている」ことは事実であり、「『治してもらおう み神の愛で』という部分は...『治ることが神の愛の現れ』といった理解にとどまってしまうこと」、「罪」の課題と結びつく当該聖書箇所が「癒し」に重きを置く理解にとどまっていることへの神学的な懸念が賛美歌検討委員会（2014年10月28日開催）から寄せられた[5]。

一方、常務理事と作者との協議を通じてこの賛美歌の3節以下が「当時の讃美歌編集委員会によって大幅に書き換えられたものである」との指摘が作者からなされた。例えば、「彼」と書いて「こ」と読ませる表記は、作者の発想ではなく、編集側の意図により生み出されたものであるということである。この件に関し、「賛美歌検討委員会」は「これが事実であるならば、『彼の』という文字をあてたのは連盟の責任である。したがって、賛美歌検討委員会と理事会が『該当箇所の歌詞が賛美歌として不適切である』と判断したことについて、作者に対し、連盟として理解を求めだけでなく陳謝することが重要と考える」と、「作者に対する連盟の責任」について言及した[6]。

吉高常務理事はこれらの協議を踏まえ、次のように述べている。「こうした『ことば』の吟味作業が、単なる歌詞の書き換え作業としてではなく、諸教会が日常的に用い、交わしている『ことば』が問い直される運動につながっていくことこそが肝要かと存じます。それは、賛美歌にとどまらず、祈りのことば、説教のことば、教会員相互の会話のことば、すべてに繋がっていることだからです。私たちバプテスト諸教会が、人を活かし、励まし、慰め、希望を告げ合うことばを持って交わりを形成している教会となることのために、こうした恵泉教会と理事会との協働作業が用いられていくことを、切に願いつつ、理事会としての現時点での回答（現時点でのご報告）とさせていただきます」[7]。

また、賛美歌検討委員会からは次のような見解が寄せられた。「今回の協議と考察を通して、賛美歌検討委員会では現在、私たちが使用し、その使用を推進している『新生讃美歌』について、加盟教会からの問いかけにより、様々な課題や問題のあることをあらためて確認した。特に今回の提示された課題は、賛美歌集作成当時、編集に携わる者たちが協議検討を重ねる過程で課題意識を持つことになかった賛美歌や、課題を感じながらも掲載を了とした賛美歌に対しても、私たちの宣教理解や神学の深まりによって課題を見いだすことが起こるという典型的な例であった。そして、今回は著作権が連盟にある作品であり、なおかつ作者が健在で建設的な対話が可能な関係が保たれていたことは、幸いなことであったと理解する。つまり、今回提示された課題については、歌詞の変更、ことばの置き換えといった対応が可能だからである。今後、賛美歌について課題が示された場合の対応について、その基本方針を連盟としてもつことが肝要と考え、理事会においてはその点についても見解を出されるようお願いした

い」[8]。

・編集過程の記録から

この議論における一つの焦点は、「彼（こ）の心は 病んでいるから」という歌詞が「彼」という「三人称」の用いられた表現であるがゆえに、「第三者」を「病んだ者」と位置づける、「他者への配慮に欠いた不快語」になっているのではないかというところにあった。そして作者への聴きとりの結果、「彼」を「こ」と読ませたのは当時の編集委員会であり、「彼」という漢字を用いるところに作者の意図がないことから、「彼（こ）の」という部分を「この」と平仮名表記にすることへの同意形成がなされた。

その後、「彼」という感じを用いたことに関する資料として、作者によるオリジナル応募原稿が発見され、「彼」という漢字を作者自らが用いていたことが判明した。いずれにせよ、その「彼」を「こ」と読み替えたのは編集委員会の作業である。

これらの事柄を勘案し、賛美歌検討委員会議は次のような対応を提案した[9]。

- ① マルコ 2 章 1-12 節に基づいて作詞されたこととして、「彼」の漢字はそのまま残す。
- ② 「彼」（かれ）と歌うにはミーター（音節数）の他節との整合性がないため、「彼」（こ）と読む。
- ③ 賛美歌歌唱の多くの場合は解説なしで歌われる。この賛美歌が「彼」「病んでいる」が並列して歌われるときに、誤解を招くことが予想されるため、以下のように新しい歌詞に言い換えることを提案したい。「彼（こ）の心は 疲れていても 主イエスの言葉は 望み与える」（3、4 行は現行通り）
- ④ 『新生讃美歌』の次回増刷時に修正し、諸教会に正誤表と文書をもって周知させていくことで対応する。

2014 年度第 3 回理事会はこの答申を了とし、恵泉教会に経過報告をした。吉高常務理事はその報告を次のような言葉で締めくくっている。「当初より一貫してお答しておりますように、こうした差別語や不快語、あるいは天皇制用語など『言葉』の問題は、文字の修正だけが大事なのではなく、教会で用いられるあらゆる『言葉』の中身（人間観や歴史観等）が問われなければなりません。そのために、今回のこうした作業が必要とされている意義やプロセスについても、諸教会・伝道所とわかちあう場や方法を模索していきたいと考えています」[10]。

2. 恵泉教会の期待と対応

・賛美歌を考えることを運動へ

上記の回答を受け、恵泉教会からは新たな提案の文書が提出された。『新生讃美歌』568 番に関する問題提起が理事会により真摯に取り扱われ、具体的対応が提示されたことへの感謝と共に、次のような見解が述べられている。「ただ私どもが懸念しておりますのは、今回の理事会の措置が、たんなる『言葉』変更、悪く言えば『言葉狩り』として受け取られる可能性はないだろうか、という点であります。大切なのは、常務理事も上記回答の末尾で鋭く指摘しておられるように、『こうした差別語や不快語、あるいは天皇制用語など『言葉』の問題は、文字の修正だけが大事なのではなく、教会で用いられるあらゆる『言葉』の中身（人間観や歴史観）が問われなければなりません』という点なのです」[11]。

恵泉教会では『新生讃美歌』の検討を独自に進めており、「残念ながらこの賛美歌集には、不快語、天皇制用語、命の大切さを軽視する言葉が散見され、これらの問題を連盟加盟の各個教会や関連学校等において十分に検討される必要がある」と、今後、「賛美歌を考えること」が「運動」へなっていくことへの促しの思いを寄せた。その上で恵泉教会は、①『新生讃美歌』における問題点の抜本的検討のスケジュールの具体的提示、②賛美歌の用語の解説、およびそれらの蓄積としての『賛美歌用語集』の出

版という具体的な二点を提案した。更に、賛美歌検討委員会議の目的と位置づけの明確な提示、働きの具体的なスケジュールの提示を求めている[12]。今回のこの中間報告書は、この問いに対する応答となることが期待されている。

当委員会議はこれらの対話や作業を通して「日本バプテスト連盟が独自の賛美歌集を持っていることの意義と責任」を再確認した。そして、その「責任」として「どのようなアクションを起こしていくか」ということが、恵泉教会から問われていると認識している。当委員会議においても、恵泉教会からの問いかけがある以前から「賛美歌の歌詞をしっかりと考えて歌おう、選曲しよう」という課題を諸教会に提示していかなければならないということは確認していた。しかしそれをどうムーブメントとして提示することについては当委員会議の働きとして認識していなかった。しかし恵泉教会との対話の中で、それを起こしていくことが必要であるという認識が次第に呼び起されていった。また、そのような流れの中で、このたび「次の賛美歌集は出せなくても、今の賛美歌集を持ち続けるならばそれをしっかり吟味しながら使っていこう」ということを恵泉教会から次の気付きとして与えられた。問題のある所に絆創膏を貼るように対処するのではなく、「不完全なものを抱えつつ使い続けること」を推奨できるようになった。当委員会議の考え方の基本線は恵泉教会と一致している。一緒に考えてくれる方々がいてくださることを喜びたい。

尚、今回恵泉教会は「理事会」を対話の相手としており、そのこと自体は『新生讃美歌』が連盟の公式な出版物であるゆえに正当であるが、可能であるならば理事会等の判断によって当委員会議が当該教会と直接対話することによって、よりスムーズな協議ができたのではないかと感じている。今後、賛美歌をめぐる課題を提起する諸教会と当委員会議がどのような形で対話を積み上げていくべきであるかということは今後の課題として残るであろう。

3. 六特別委員会、宣教研究所との対話へ

当委員会議は、賛美歌をめぐる課題により適切に取り組むべく学びを続け、全国の諸教会をはじめとする多くの方々との関わりや対話の場を設けることを願ってきた。そのために公開講演会などの機会を設けてきたが、今後もそのような取り組みを続けていきたい。具体的には、連盟のいわゆる六特別委員会および宣教研究所との協働を念頭に置き、期待している。

既述のとおり、『新生讃美歌』は様々な課題を内包している。その賛美歌集をこれからも「わたしたちの賛美歌集」として用い続けていくために、六特別委員会それぞれの取り組みの中で培われた「視座」「視点」をもって『新生讃美歌』を見つめて頂き、そこに課題が見出されたならばそれを指し示して頂きたいのである。当委員会議ではそれらの課題への気付きを頂き、対話をなし、指し示された事柄を真摯に受け止めつつ、共により良い賛美歌と礼拝を求めていくことを願っている。とりわけ賛美歌の「ことば」の問題は六特別委員会の課題と重複しているため、共に対話を広げていきたい。そのような取り組みは連盟全体、諸教会に良い影響を与える力を生み出していくであろう。賛美歌は子どもから大人まで皆で一緒に繋がることのできる世界であり、一緒に考え合うことのできる賜物である。「賛美歌」という場を通して、六特別委員会が提示する課題が世代を越えて伝えられていく可能性が秘められている。

宣教研究所においては、礼拝研究やバプテスト研究に関する膨大な成果が既に積み上げられている。「礼拝の中の賛美歌」「説教と賛美歌」「教会形成と賛美歌」「バプテストの信仰に立った賛美歌」ということを検討吟味することのできる拡がりの中で、『新生讃美歌』を見つめ直すための協働を是非とも期待したい。その関連において、今後、各神学校との連携も考え得るのではなかろうか。

[1] 日本バプテスト連盟常務理事 吉高叶「第59回定期総会『報告書』に対する事前質問と回答」、2013年10月30日付。

- [2] 恵泉バプテスト教会責任役員会「『『新生讃美歌』に関して理事会に対する質問への回答』に対する追加質問」、2014年7月15日付。
- [3] 賛美歌検討委員会議「恵泉教会から理事会への質問（『『新生讃美歌』568について）に関する対応について」、2014年度第2回理事会当日配布資料。
- [4] 日本バプテスト連盟常務理事 吉高叶「『『新生讃美歌』に関して理事会に対する質問への回答』に対する追加質問へのご回答（現時点でのご報告）」、2014年9月12日付。
- [5] 賛美歌検討専門委員会議「恵泉教会の追加質問に関する理事会からの賛美歌検討委員会議への検討依頼事項について」、2014年11月7日付。
- [6] 同上。
- [7] 日本バプテスト連盟常務理事 吉高叶「『『新生讃美歌』に関して理事会に対する質問への回答』に対する追加質問へのご回答（現時点でのご報告）」、2014年9月12日付。
- [8] 賛美歌検討専門委員会議「恵泉教会の追加質問に関する理事会からの賛美歌検討委員会議への検討依頼事項について」、2014年11月7日付。
- [9] 賛美歌検討委員会議「恵泉教会の追加質問に関する理事会からの賛美歌検討委員会議への検討依頼事項について」、2015年1月15日付。
- [10] 日本バプテスト連盟常務理事 吉高叶「『『新生讃美歌』に関して理事会の対する質問への回答』に対する追加質問へのご回答（更なる中間報告）」、2015年2月23日付。
- [11] 恵泉バプテスト教会「『『新生讃美歌』に関する2015年2月23日付常務理事回答』に対する新たな提案」、2015年4月26日付。
- [12] 同上。

Ⅲ. 今後留意すべき課題と提言

中間報告の最後にあたり、今後留意すべき課題と提言を記したい。

まず、賛美歌検討委員会議を通して一冊の賛美歌集を編纂することがいかに大変なことであるかを感じ、そして、困難な働きだからこそ得られた実りの大きさを感じている。

私たちの礼拝には、その教会、教派の歴史や姿勢、そして特徴が表れる。特にバプテストのような教派によって定められた礼拝式文や祈祷文を用いないいわゆる自由教会では個々の教会の信仰が表れる。このような礼拝の中で、賛美歌は重要な位置を占めている。共に主を賛美する会衆賛美はすべての会衆が主体的に礼拝に参加するときでもある。そのような意味で賛美歌は教会形成においても重要な位置を占めるだろう。そして、だからこそ賛美歌の最後に「アーメン」が付されているものも、付されていないものでも賛美する者たちが共に心から「アーメン」といえる賛美歌でありたいと思う。賛美歌のメッセージやそこで用いられている「言葉」、そして、土台に据えられている神学が会衆の中の誰かを排除したり、誰かの心を傷つけるものでないことを願う。また、賛美歌を通して向けられる私たちの心の方角が御心になっっていることを願う。賛美歌検討委員会議の働きはそのような「願い」をもってなされている。

1. 著作権と作品保護との関連

賛美歌検討委員会議を通して私たちは様々な「課題」を見出してきた。しかし、序論でも記したが、見出された課題への対応には容易でないものがある。例えば、著作権、作品保護といったことを無視することはできない。私たちが「この言葉は変えるべき」と結論付けたとしても、作者の意思を無視して言葉を変えることはできない。その言葉の持つ「課題」を共有することができたとしても、それでもあえてその言葉を使うという選びとりがなされることもある。賛美歌は作品でもあり、作者の証し、信仰告白である。そこには丁寧な対話による課題の共有と共同作業としての対応となることが望ましい。著作権、作品保護といった観点からも言葉一つを変えることにも慎重だが求められるだろう。このような課題を念頭に置いた場合、『新生讃美歌』の中では連盟に著作権のあるもの、とりわけ編纂委員が翻訳に携わった歌詞の変更がもっとも行いやすいだろう。しかし、創作賛美歌については作者との丁寧な対話を重ねることを大切にしたい。

また、言葉を変えるだけで、かえって問題の本質が隠蔽されてしまう可能性も否定できない。大切なことは、賛美を捧げる会衆がその課題を共有することと考える。一人一人の信仰告白を大切にすバプテストにとって、他人が作った賛美歌であっても、その言葉を私から発するときには「これは私の言葉だ」という主体性と責任性が伴う。この主体性と責任性を伴う時、『新生讃美歌』は「日本バプテスト連盟が発行している『賛美歌集』」を超えて「私たちの『賛美歌集』」となっていくだろう。

2. 基礎研究の継続

私たちがこれからも『新生讃美歌』をより良いものとして用いていくためには、基礎研究が重ねられることが望ましい。発行後12年の中でも新しい視点が与えられ、気づきが与えられている。一冊の本として発刊された『新生讃美歌』には、歌集ということだけでなく私たちが今という時代の中で宣教の言葉を発し、バプテストの教会形成をしていくための重要な資料、テキストという側面がある。「賛美歌集」は固定化された「基準」ではない、だからこそ批判的視点を持った基礎研究を重ねることによって賛美歌をより良いものとするとともに、その研究成果は教会形成や宣教論にも寄与すると考える。連盟において、どのような形であっても賛美歌の基礎研究が継続されることが大切と考える。

3. 他派との連携と協働の可能性

日本のキリスト教会においては教派を超える合同の「賛美歌集」が用いられてきた歴史がある。その後、『新生讃美歌』のように様々な教派や信仰的立場から「賛美歌集」が発行された。このような動き

の中で賛美歌を通して教派的なアイデンティティがそれぞれに確認されて来た。その一方、2015年1月に日本キリスト教団出版局主催の超教派の賛美歌関係者の懇談会が開催され、本委員会議からも2名の委員が参加したが、そこでは一緒に賛美歌を歌うことを念頭に置いた「共通訳」を求める声もあった。今後の可能性として、他教派との協働で賛美歌への理解を深めていくことは、自らのアイデンティティを確認するためにも有益であると考えている。

4. ブックレット等、賛美歌を考えるための資料提供

前述のように、賛美歌を「私の」そして「私たちの教会の」ものとしていくために、主体性と責任性をもって賛美歌と向き合うことが大切と考える。基礎研究も同様だが、これは、誰かがやってくれることではなく、賛美を捧げる教会、そして、信徒一人一人の事柄でもある。賛美歌検討委員会議では連盟に連なる教会、そして、教会員と協働の業として賛美歌を向き合っていきたいと願っている。また、課題への気づきが起こされることを願い、宣教課題と取り組んでこられた6特別委員会への賛美歌に関するアンケートの実施を検討している。また、宣教研究所とも協力し宣教課題を受け止めていきたい。

これから諸教会において賛美歌を考える運動が起こっていくことを願い、そのために資料として賛美歌の神学的、教派的課題や、課題性のある用語を解説する「ブックレット」などの発行を提案したい。課題に気づくこと、そして課題を共有し共に考えることは、各教会で捧げられる礼拝の益ともなるだろう。そして、課題を乗り越えていく新しい賛美歌が生まれること、そのような賛美歌創作運動が起こることを期待したい。

賛美歌検討委員会議 委員名簿

〈2009年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
中田義直 (市川大野)
濱野道雄 (花小金井)
福永保昭 (相模中央)

中田義直 (市川大野)
濱野道雄 (花小金井)

〈2010年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
中田義直 (市川大野)
濱野道雄 (花小金井)
福永保昭 (相模中央)

〈2013年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
坂本献 (所沢)
内藤幹子 (西川口)
中田義直 (市川大野)
福永保昭 (相模中央)

〈2011年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
坂本献 (神戸)
内藤幹子 (西川口)
中田義直 (市川大野)
濱野道雄 (花小金井)

〈2014年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
坂本献 (所沢)
内藤幹子 (目白ヶ丘)
中田義直 (市川大野)
福永保昭 (恵泉)

〈2012年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
坂本献 (神戸)
内藤幹子 (西川口)

〈2015年度〉

伊藤園子 (目白ヶ丘)
坂本献 (所沢)
内藤幹子 (目白ヶ丘)
中田義直 (市川大野)